

地方公共団体情報システム機構法案要綱

第一 総則

一 目的

地方公共団体情報システム機構は、地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第 号）の規定による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行い、もって地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とすること。

（第一条関係）

二 数

機構は、一を限り、設立されるものとする。

（第三条関係）

三 資本金

1 機構の資本金は、附則第五条第二項の規定により地方公共団体から出資されたものとされる金額とする事。

(第四条第一項関係)

2 機構は、必要があるときは、その資本金を増加することができるものとする事。

(第四条第二項関係)

3 地方公共団体以外の者は、機構に出資することができないものとする事。

(第四条第三項関係)

四 定款

機構の定款に記載すべき事項を定めるとともに、定款の変更は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないものとする事。

(第五条関係)

第二 代表者会議

一 代表者会議

機構に、代表者会議を置き、都道府県知事、市長又は町村長のうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ選定する者及び地方行財政、法律又は情報システムに関して高い識見を有する者のうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ又は共同して選定する者各同数をもって組織し、その定数は、六人以上十二人以内において定款で定めるものとする。

(第八条関係)

二 代表者会議の権限

定款の変更、業務方法書、予算及び事業計画等については、代表者会議の議決を経なければならないものとする。また、機構の業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、理事長に対し、機構の業務並びに資産及び債務の状況に関し報告させ、役員又は職員の行為がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、理事長に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを命ずることができるとすること。(第九条関係)

第三 役員及び職員

一 役員

機構に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置き、理事長は、機構を代表し、その業務を総理するものとする事。

(第十一条及び第十二条関係)

二 役員の内命等

理事長及び監事は、代表者会議が任命し、副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命するものとする事。また、代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が欠格事項のいずれかに該当するときは、その役員を解任しなければならないこととするほか、役員に関する所要の規定を設けるものとする事。

(第十三条から第十九条関係)

三 職員の内命

機構の職員は、理事長が任命するものとする事。

(第二十条関係)

第四 業務

一 業務の範囲

機構は、住民基本台帳法の規定により処理することとされている事務を行うほか、地方公共団体の情報システムに関する事務の受託等を行うものとする事。 (第二十二條關係)

二 業務方法書

機構は、総務省令で定める事項を記載した業務方法書を作成し、総務大臣に届け出るとともに、その業務方法書を公表するものとする事。 (第二十三條關係)

三 経営審議委員会

機構に、経営審議委員会を置き、委員は、地方行財政、法律又は情報システムに関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、代表者会議が任命することとし、理事長は、業務方法書、予算及び事業計画の作成又は変更その他定款で定める事項等について、経営審議委員会の意見を聴くとともに、代表者会議の議決を求めるときは、その意見を報告しなければならないこととする。また、経営審議委員会は、機構の業務について、理事長の諮問に応じ、又は自ら建議を行い、当該建議のため必要と認めるときは、理事長に対し報告を求めることができるとし、理事長は、経営審議委員会が述べた意見を尊重しなければならないものとする事。 (第二十四條關係)

四 本人確認情報保護委員会

機構に、本人確認情報保護委員会を置き、委員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が任命することとし、理事長の諮問に応じ、本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を理事長に述べるができるものとする。こと。
(第二十五条関係)

五 認証業務情報保護委員会

機構に、認証業務情報保護委員会を置き、委員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が任命することとし、理事長の諮問に応じ、認証業務情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を理事長に述べるができるものとする。こと。
(第二十六条関係)

第五 財務及び会計

一 予算等

機構は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成しなければならないこととし、これを作成したときは、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならないものとする。こと。
(第二十八条関係)

二 企業会計原則

機構の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(第二十九条関係)

三 財務諸表等

機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他総務省令で定める書類及びこれらの附属明細書を作成し、総務大臣に提出することとし、官報に公告するとともに、総務省令で定めるところにより公衆の縦覧に供しなければならないものとする。

(第三十条関係)

四 費用の負担

機構の運営に要する費用は、定款で定めるところにより、地方公共団体が負担するものとする。

(第三十二条関係)

第六 雑則

一 報告及び立入検査

総務大臣は、機構がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする事。

(第三十四条関係)

二 違法行為等の是正

総務大臣は、機構又はその役員若しくは職員若しくは代表者会議の委員の行為がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めるものとし、機構は速やかに当該行為の是正その他の必要な措置を講じ、当該措置の内容を総務大臣に報告しなければならないものとする事。

(第三十五条関係)

三 解散

機構の解散については、別に法律で定めるものとする事。

(第三十六条関係)

第七 罰則

所要の罰則規定を設けるものとする。

(第三十七条から第三十九条関係)

第八 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、附則第六条、第八条及び第十一条から第十六条までの規定は、平成二十六年四月一日から施行するものとともに、第二十五条の規定については行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第 号）の施行の日、第二十六条の規定については行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 設立委員

都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織は、平成二十六年二月二十日までに、それぞれ一人の機構の設立委員を選任しなければならないものとする事。 (附則第二条関係)

三 設立の認可等

1 設立委員は、平成二十六年三月十五日までに、第五条第一項各号に掲げる事項につき定款を定め、並びに機構の最初の事業年度の事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について総務大臣の認可を申請しなければならないものとする事。 (附則第三条第一項関係)

2 総務大臣は、前項の認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする事。

(附則第三条第二項関係)

3 機構は、前項の規定による告示があつたときは、平成二十六年四月一日に成立するものとする事。この場合において、機構は、遅滞なく、その定款を公告しなければならないものとする事。

(附則第三条第三項関係)

4 設立委員は、機構の理事長となるべき者を指名するものとする事。 (附則第三条第四項関係)

5 前項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、機構の成立の時に於いて機構の理事長

となるものとし、その任期は、機構の成立後最初に開催される代表者会議において理事長が任命されるまでの間とするものとする事。

(附則第三条第五項関係)

6 設立委員は、機構が成立したときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長に引き継がなければならないものとする事。

(附則第三条第六項関係)

7 機構の行う設立の登記は、平成二十六年四月一日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならないものとする事。

(附則第三条第七項関係)

四 財団法人地方自治情報センターの解散並びに権利及び義務の承継等

1 財団法人地方自治情報センター(以下「地方自治情報センター」という。)は、平成二十六年四月一日に解散し、その一切の権利及び義務は、解散時において機構が承継するものとする事。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しないものとする事。

(附則第五条第一項関係)

2 機構が地方自治情報センターの権利及び義務を承継したときは、地方自治情報センターの解散の日の前日において地方自治情報センターに対して地方公共団体により拠出をされている金額に相当する

金額は、機構の設立に際し、地方公共団体から機構に対し出資されたものとする。

(附則第五条第二項関係)

3 機構が地方自治情報センターの権利及び義務を承継したときは、地方自治情報センターの解散時において住民基本台帳法第三十条の十三第三項及び第三十条の十四第三項に規定する届出があったものとみなして、同法第三十条の十三第三項及び第三十条の十四第三項の規定をそれぞれ適用するものとする。

(附則第五条第三項関係)

五 機構が地方自治情報センターの権利及び義務を承継したことに伴う住民基本台帳法の適用の特例
平成二十六年四月一日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日の前日までの間は、機構について、住民基本台帳法第三十条の十第二項、第三十条の十二、第三十条の十六、第三十条の十七第三項、第三十条の十九、第三十条の二十四及び第三十条の二十五の規定は、適用しないものとする。

(附則第六条関係)

六 財団法人自治体衛星通信機構の権利及び義務の承継

1 機構が成立した時において、財団法人自治体衛星通信機構（以下「自治体衛星通信機構」という。

）が有する権利及び義務であつて、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の規定により自治体衛星通信機構が同法第三十四条第一項に規定する指定認証機関として処理することとされている事務（当該事務に附帯する事務を含む。）に係るものは、機構が成立した時において、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、機構が承継するものとする。

（附則第七条第一項関係）

2 機構が自治体衛星通信機構の権利及び義務を承継したときは、機構が成立した時において電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十七条第三項及び第三十八条第三項に規定する届出があつたものとみなして、同法第三十七条第三項及び第三十八条第三項の規定をそれぞれ適用する。

（附則第七条第二項関係）

七 機構が自治体衛星通信機構の権利及び義務を承継したことに伴う電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の適用の特例

平成二十六年四月一日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、機構について、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第二項、第三十六条、第四十条、第四十一条第三項、第四十三条、第四十八条及び第四十九条の規定は、適用しないものとする。

(附則第八条関係)

八 機構の業務の範囲等に係る経過措置

この法律の施行の日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日の前日までの間におけるこの法律の規定の適用について、所要の規定の整備を行うものとする。

(附則第九条関係)

九 経過措置及び関係法律の改正等

この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定めることとともに、関係法律の改正その他の所要の規定の整備を行うものとする。

(附則第十条から附則第十六条)